

○岡山県警察音楽隊運用要綱の制定について(通達)

(平成 29 年 3 月 16 日岡県庁第 68 号警察本部長例規)

**改正** 平成 31 年 4 月 9 日岡務第 328 号 令和 2 年 3 月 31 日岡務第 307 号  
令和 3 年 3 月 24 日岡務第 254 号 令和 5 年 2 月 7 日岡県庁第 40 号

各部長  
首席監察官  
総務統括官  
各所属長

この度、岡山県警察音楽隊運用要綱を別添のとおり制定し、平成 29 年 3 月 22 日から施行することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

岡山県警察音楽隊運用要綱

1 趣旨

この要綱は、岡山県警察本部警務部県民広報課音楽隊(以下「音楽隊」という。)の任務、演奏活動時における基本編成その他音楽隊の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 任務

(1) 音楽隊は、岡山県警察職員の士気の高揚及び情操の育成を図るとともに、警察活動に対する県民の理解及び協力の確保、信頼感の醸成等、効果的な警察広報の推進に資すること及び各所属からの派遣要請に基づく各種警察活動の支援をその任務とする。

(2) 音楽隊に所属する岡山県警察職員(会計年度任用職員を含む。以下「隊員」という。)は、(1)に規定する任務を達成するため、一致協力して演奏等の技術水準の向上を図るとともに、自己研さんに努めなければならない。

3 隊長の職務

隊長は、音楽隊を統括し、その管理運営に当たるほか、隊員の演奏技術の指導教養、演奏の指揮その他音楽隊の活動に必要な事務を処理するものとする。

4 楽長の指定等

(1) 警務部県民広報課長は、隊長に代わって演奏の指揮等を行う者を置く必要があると認める場合は、適当と認められる者を楽長として指定することができるものとする。

(2) 楽長は、隊長を補佐するとともに、隊長が不在の場合はその職務を代行するものとする。

5 基本編成

演奏活動時における基本的な編成は、隊長、演奏隊員(楽長を含む。)及びカラーガード隊員とし、演奏隊員には隊員を、カラーガード隊員には会計年度任用職員を、それぞれ充てるものとする。

## 6 楽器等の管理

- (1) 隊長は、楽器その他音楽隊の備品(以下「楽器等」という。)の管理責任を負うものとし、楽器等の管理に当たり音楽隊楽器台帳(様式第1号)を備えるものとする。
- (2) 隊長は、必要に応じて、隊員に楽器等を貸与することができるものとし、貸与及び返納の日付等を音楽隊楽器貸与簿(様式第2号)に記載するものとする。
- (3) 隊員は、楽器等の貸与を受けたときは、常に楽器等が良好な状態にあるように手入れ等に努めるものとする。

## 7 服装

隊員は、演奏活動を行うときは、岡山県警察職員の被服等貸与に関する規程(平成13年岡山県警察訓令第3号)に基づき貸与された被服等を着用しなければならない。ただし、隊長が当該被服以外の被服等を着用する必要があると認めるときは、この限りでない。

## 8 教養訓練

隊長は、隊員に対し教養訓練を行うものとし、当該訓練の種類は次のとおりとする。

### (1) 通常訓練

隊員による個別・集合訓練

### (2) 特別訓練

部外講師等指導者を伴う訓練又は大規模行事等に向け一定期間重点的に行う訓練

## 9 部外講師

隊長は、隊員の演奏技術の向上を図るため、必要に応じて部外講師を招いて指導を受けさせることができる。

## 10 派遣基準

所属長は、次に掲げる場合に音楽隊の派遣を申請することができる。

- (1) 岡山県警察が主催し、又は共催し、若しくは後援する行事で音楽隊の演奏等を必要とする場合
- (2) 警察庁又は中国四国管区警察局が主催する警察音楽隊に関連する行事が行われる場合
- (3) 他の都道府県警察が主催し、又は共催し、若しくは後援する行事で当該都道府県警察から派遣要請がある場合
- (4) 公共的な性格が顕著な行事又は催物で、岡山県、岡山県内の市町村、学校その他公的機関から派遣要請がある場合

(5) 警ら、捜査その他の警察活動について音楽隊に属する警察官による支援を必要とする場合

(6) その他警察本部長が必要と認める場合

#### 11 派遣申請

所属長は、音楽隊の派遣を必要とする場合は、音楽隊派遣申請書(演奏活動用)(様式第3号)又は音楽隊派遣申請書(警察活動支援用)(様式第4号)により警察本部長に申請しなければならない。ただし、定例的な派遣に係るものについては、警務部県民広報課長が専決することができるものとする。

#### 12 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
音楽隊楽器台帳	県民広報課	長期
音楽隊楽器貸与簿	県民広報課	長期
音楽隊派遣申請書(演奏活動用)	県民広報課	1年
音楽隊派遣申請書(警察活動支援用)	県民広報課	1年